

議案第46号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市水道事業給水条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1件につき10,000円

第37条の2第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

水道法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。